

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における申立期間に係る標準報酬月額については、190ドルであったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月20日から同年4月1日まで
私が昭和47年3月20日にA社本店から同社B支店に転勤した時の同年3月から同年4月までの標準報酬月額が、その前後の標準報酬月額と比べて低すぎるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の申立期間における標準報酬月額(60ドル)とオンライン記録の標準報酬月額(2万2,000円)とは一致している。

しかしながら、A社本店から提出された申立人に係る回答文書(年金記録の確認に係る雇用証明について)によれば、昭和47年3月の申立人の同社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額は185.5ドルであり、同年5月の報酬月額は7万9,380円となっている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によれば、同年3月20日の申立人の同社同支店での同資格取得時の標準報酬月額は190ドル(6万8,000円)となっており、これらの記録と厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録との不整合が認められる。また、申立人と同日に同社同支店に転勤してきた同僚の厚生年金保険被保険者原票に記録されている申立期間の標準報酬月額は、申立人と同額の60ドル(2万2,000円)であるが、同人のオンライン記録上の標準報酬月額は6万8,000円となっている上、厚生年金保険被保険者台帳の記録も190ドル(6万8,000円)となっていることから、同僚のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳の記録と厚生年金保険被保険者原票の記録に不整合が認められ、社会保険事務所(当時)における同社同支店に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 47 年 3 月 20 日に申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得の届出を社会保険事務所に行った際、標準報酬月額を 190 ドルとして届け出たものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社本店から提出された申立人の報酬月額に係る回答文書及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から、190 ドル（6 万 8,000 円）に訂正することが必要である。